⑷　利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。

⑸　［略］

⑹　口径の欄及び水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する無線局に限り、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。

⑺　空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「35. 25. 47」のように記載すること。また、法第102条の２第１項に規定する伝搬障害防止区域の指定を希望する場合は、該当する電波伝搬路に係るものについてさらに秒について小数点以下第一位までを求め、「35. 25. 47. 9」のように記載すること。

13　13の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが１キロメートル以上のものに限り記載すること。

14　14の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように32の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「―」を記載し、31及び32の欄の記載は要しない。

15　15の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。

16　16の欄は、無給電中継装置を使用する場合に限り記載することとし、当該装置を含む電波伝搬路に使用するいずれの空中線に属するものか、19の欄に対応する番号を記載すること。なお、当該装置が複数存在する場合は、通信経路が当該無線局に近い方から順に「１，２」のように記載すること。

17　17の欄は、２GHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載することとし、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

18　18の欄は、次によること。

⑴　自局の空中線系番号の欄は、11の欄に対応する番号を記載すること。

［⑵・⑶　略］

19　19の欄は、無給電中継装置を使用する場合に限り記載することとし、当該無線局で使用する無給電中継装置ごとに番号を付すこと。

20　20の欄は、無給電中継装置を使用する場合に限り記載することとし、次によること。

⑴　種類コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

⑵　海抜高及び地上高の欄は、注12の⑶に準じて記載すること。

⑶　縦径の欄、横径の欄及び入反射角の欄は、平面反射板又は２枚反射板の場合に限り記載することとし、その縦横の長さ及び入反射角を記載すること。これ以外のものにあつては、22の欄にその内容を記載することとし、併せて、パラボラ背面給電の場合は、同欄に注12の⑴に準じて空中線の型式名及び注12の⑷及び⑹に準じて利得及び口径を記載すること。

⑷　無給電中継装置の位置の欄は、注12の⑺に準じて記載すること。

⑸　設置場所番号の欄は、無線局事項書の無線設備の設置場所の欄に記載した当該設備の設置場所番号を記載すること。

⑶　利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。

⑷　［同左］

⑸　口径の欄及び水平面の主輻射（ふく）の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する無線局に限り、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射（ふく）の角度の幅を記載すること。

⑹　空中線の位置の欄は、経度及び緯度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「135. 30. 05」のように記載すること。法第102条の２第１項に規定する伝搬障害防止区域の指定を希望する場合は、該当する電波伝搬路に係るものについてさらに秒について小数点以下第一位までを求め、「135. 30. 05. 9」のように記載すること。

14　12の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが１キロメートル以上のものに限り記載すること。

15　13の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように30の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「―」を記載し、29及び30の欄の記載は要しない。

16　14の欄は、受信する周波数又は当該周波数の範囲を記載すること。

17　15の欄は、無給電中継装置を使用する場合に限り記載することとし、当該装置を含む電波伝搬路に使用するいずれかの空中線に属するものとして、18の欄に対応する番号を記載すること。なお、当該装置が複数存在する場合は、通信経路が当該無線局に近い方から順に「１，２」のように記載すること。

18　16の欄は、２GHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載することとし、コード表により該当するコードを記載すること。

19　17の欄は、次によること。

⑴　自局の空中線系番号の欄は、10の欄に対応する番号を記載すること。

［⑵・⑶　同左］

20　18の欄は、無給電中継装置を使用する場合に限り記載することとし、当該無線局で使用する無給電中継装置ごとに番号を付すこと。

21　19の欄は、無給電中継装置を使用する場合に限り記載することとし、次によること。

⑴　種類コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

⑵　海抜高の欄及び地上高の欄は、注13の⑵に準じて記載すること。

⑶　縦径の欄、横径の欄及び入反射角の欄は、平面反射板又は２枚反射板の場合に限り記載することとし、その縦横の長さ及び入反射角を記載すること。これ以外のものにあつては、20の欄にその内容を記載することとし、併せて、パラボラ背面給電の場合は、同欄に注13の⑴のアに準じて空中線の型式名及び注13の⑶及び⑸に準じて利得及び口径を記載すること。

⑷　無給電中継装置の位置の欄は、注13の⑹に準じて記載すること。

⑸　設置場所番号の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄に対応する番号を記載すること。